

ミツバチを飼養している方は飼育届が必要となりました

平成25年1月から改正された養蜂振興法が施行されました。飼育届出について、これまでは養蜂業者のみが対象となっていました。趣味でミツバチを飼われている方、花粉交配用に飼われている園芸農家の方々も対象となりましたのでお知らせします。

○趣味でミツバチを飼育している方へ

飼育者は、毎年1月に飼育届を下北地域県民局地域農林水産部に提出をお願いします。
また、飼育しているミツバチについては、適切に管理し、特に衛生面に注意してください。

○園芸農家の方へ

ミツバチを通年で飼育されている方およびハチミツやミツバチを譲渡・販売している方は毎年1月に飼育届を下北地域県民局地域農林水産部に提出をお願いします。ただし花粉交配用として数ヶ月のみ飼育される方は対象外となります。また、交配に使用したミツバチはそのまま放置せず、必ず養蜂業者に返却または焼却などにより適切に処分してください。

もし、ミツバチに異常がある場合にはむつ家畜保健衛生所（☎22-1254）に相談してください。詳細については青森県ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/chikusan/mitubatishiikutodoke.html>）に掲載していますのでご覧ください。

不明な点がありましたら、担当までご連絡くださるようお願いいたします。

【お問合せ】下北地域県民局地域農林水産部 畜産課 ☎22-8581 FAX22-3212

函館～大間航路、運航スケジュールについて

函館～大間航路「ばあゆ」は新造船「大函丸」就航に伴い、4月8日大間発5便を持ちまして運航を終了します。ご利用のみなさんには大変ご不便をおかけしますが、下記スケジュールでの運航となります。

【函館～大間航路】4月7日～30日までのスケジュール

○...運航 ×...運休

	日 付			4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17
	便	ダイヤ	船舶/曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
函館発	6	9:30	ばあゆ	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	10	17:00	ばあゆ	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
大間発	5	7:10	ばあゆ	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	9	14:20	ばあゆ	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

	日 付			4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30
	便	ダイヤ	船舶/曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
函館発	6	9:10	大函丸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	16:30	大函丸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大間発	5	7:00	大函丸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	14:10	大函丸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【お問合せ】津軽海峡フェリー株式会社 大間支店 ☎37-3111

「みちのく・ふるさと貢献基金」助成事業募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金法人では、県内における個人、団体、NPO法人、企業などが地域の発展、地域貢献に資するために地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に対し、必要な助成をしています。

○応募期間 4月1日(月)～6月30日(日)

○応募方法 ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して財団事務局へ送付してください。

○助成金 必要費用以内で、100万円を限度

【お問合せ】公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金事務局 ☎017-774-1179
ホームページ <http://www.michinoku-furusato.or.jp>